

## ソフトウェア使用許諾契約書

お客様は、以下の条件に同意した場合のみ、一般社団法人 Edgecross コンソーシアム（以下、「Edgecross コンソーシアム」といいます）のソフトウェアをご使用になることができます。お客様がこれらの条件に合意しない場合、ソフトウェアを使用しないでください。

ソフトウェアは、本契約書に従い、Edgecross コンソーシアムからお客様に提供されるものとします。ソフトウェアに含まれ、又は、ソフトウェアを通じて提供される Edgecross コンソーシアム又は第三者の商品の使用について、別の契約書の条項が適用される場合があります。

### 1. 定義

- 1.1 「ソフトウェア」とは、(a)本契約書に基づき Edgecross コンソーシアムから提供されたソースコード形式のソフトウェア（以下、「ソフトウェア」といいます）及び関連マニュアル類及び(b)Edgecross コンソーシアムがお客様にいずれかの時点で提供した上記ソフトウェア及び関連マニュアル類（ただし、別個の契約により提供されたものは除きます）の修正版、コピー、メジャーバージョンアップ、マイナーバージョンアップ及び追加ファイル（以下総称して、「バージョンアップ」といいます）を意味するものとします。
- 1.2 「サプライヤ」とは、ソフトウェアの全部又は一部を Edgecross コンソーシアムに供給する者を意味するものとします。
- 1.3 「オープンソースソフトウェア」とは、作成者がソースコードを無償で公開していて、利用や改変、再配布が自由に許可されているプログラムのことです（以下、「OSS」といいます）。
- 1.4 「オブジェクトコード」とは、Edgecross コンソーシアムがお客様に提供したソースコード形式のソフトウェアをコンパイルした結果のプログラムのことです。

### 2. ソフトウェアの入手及び使用、修正、改変権

お客様が本契約書を継続的に遵守することを条件として、Edgecross コンソーシアムは、お客様に対し、サンプルとしてソフトウェアを提供し、お客様は、Edgecross コンソーシアムからソフトウェアを入手します。お客様は、本契約書に明示的に許容されている範囲のみにおいて、ソフトウェアを使用、修正、改変することができるものとします。第三者の商品の使用、修正、改変については、第三者の商品の契約書の条項が適用される場合があります。なお、OSS の使用については、以下のとおり制限いたします。

- ① OSS を利用する場合は、お客様の責任で使用すること。

- ② Edgecross コンソーシアム提供のソースコードを開示する義務を負わない OSS を利用すること。
- ③ Edgecross コンソーシアムに損害を与える OSS は使用しないこと。

### 3. オブジェクトコードの第三者への提供について

- 3.1 お客様は、お客様の製品・サービスの一部として又はソフトウェア単体で、第三者にオブジェクトコードとして提供することができます。
- 3.2 お客様が本契約書に従ってオブジェクトコードを提供する場合、お客様は次の諸点を遵守するものとします。
  - 3.2.1 お客様は、オブジェクトコードを提供した第三者に対して、本契約書と少なくとも同程度にソフトウェアを保護する契約条項および以下の禁止事項に合意させるとともに、当該契約条項の遵守につき確認及び管理することとします。
    - ① 提供を受けた第三者が本契約により許可された範囲以外で、オブジェクトコードを使用しないことに合意し、また、Edgecross コンソーシアムが提供する設計又は文書に反する形でオブジェクトコードを利用しないこと。
    - ② 提供を受けた第三者はオブジェクトコードを修正、翻案または翻訳しないこと。
    - ③ 法律上逆コンパイルが明示的に許容されている場合を除き、提供を受けた第三者はオブジェクトコードについてリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行ってはならず、またその他の方法でソフトウェアのソースコードの解読を試みることはしないこと。
  - 3.2.2 お客様は、お客様のオブジェクトコードの提供または使用に関する第三者からの請求（弁護士費用を含みます）について、お客様の責任と費用のもと、これに対応する必要があります。Edgecross コンソーシアムが、この請求に対応せざるを得なくなった場合には、お客様は、Edgecross コンソーシアムを免責、防御および補償することとします。
  - 3.3 お客様が本契約書に従ってオブジェクトコードを提供する場合、お客様は、ソフトウェアの名称又はロゴをありのままで使用するものとします。

### 4. 知的財産権

ソフトウェアに係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権は、Edgecross コンソーシアムおよびそのサプライヤに帰属しています。ソフトウェアの構造、編成およびコードは、Edgecross コンソーシアムおよびそのサプライヤが保有する重要な営業秘密および秘密情報です。ソフトウェアは、日本、米国およびその他の国の著作権法、ならびに国際条約の条項を含むがこれらに限定されない法令によって保護されています。本契約に明示されている場合を除き、本契約によってお客様および第三者にソフトウェアに関して何らの知的財産権が付与されるものではなく、また Edgecross コンソーシアムおよ

びそのサプライヤは、明示的に付与されたものを除くすべての権利を留保します。

#### 5. バージョンアップ

Edgecross コンソーシアムはソフトウェアのバージョンアップ版を提供しません。

#### 6. 技術サポート

Edgecross コンソーシアムはソフトウェアの技術サポートは提供しません。

#### 7. 支払い

お客様は、Edgecross コンソーシアムの別途定める金銭を支払うものとします。

#### 8. 補償

お客様は、Edgecross コンソーシアム、そのサプライヤ、これらの執行役、取締役及び従業員に対し、お客様によるソフトウェアの使用、ソフトウェアに関するお客様の事業上の活動、又は、ソフトウェアに関しお客様が行った活動から生じ又はこれらに起因する請求、訴訟、行為、損失、損害又は責任について、免責、防御および補償するものとします。

#### 9. 第三者との紛争処理

ソフトウェアが、第三者の保有する知的財産権を侵害する又は侵害するおそれがあるとして当該第三者とお客様との間で紛争が生じた場合、お客様がお客様の責任と費用負担によりその解決にあたるものとし、Edgecross コンソーシアムは一切責任を負いません。

#### 10. 保証の排除

Edgecross コンソーシアム及びそのサプライヤは、ソフトウェアをサンプルとしてそのままの状態で、かつ瑕疵を問わない条件で提供するものとし、性能、安全性、第三者の権利（著作権その他の知的財産権を含む）を侵害していないこと、統合、商品性、平穏享受、満足の行く品質を有すること、または特定目的の適合性などにつき、制定法、コモンロー、慣習法、慣行その他いかなる法的根拠に基づくとを問わず、また明示であると默示であるとを問わず、その他すべての保証、条件、表明または規定を明示的に排除します。本条および次条の規定は、本契約がいかなる理由により終了したかに関わらず、本契約の終了後も引き続き効力を有しますが、本契約の終了後にソフトウェアの使用を継続する権利を意味するものではなく、またはこれを与えるものではありません。

#### 11. 責任の制限

Edgecross コンソーシアム及びそのサプライヤは、ソフトウェアの使用あるいは使用不能に関連して発生する、または、契約違反あるいは不法行為により発生する派生損害、間接損

害、付隨的損害、利益の喪失、貯蓄の喪失、または事業の中止、傷害、注意義務違反もしくは第三者からのクレームに基づくすべての損害について一切責任を負わないものとし、たとえ、Edgecross コンソーシアムが当該損失、損害、クレームまたは費用が発生する可能性を認識していた場合においても同様とします。

## 1 2. 監査

- 12.1 お客様は、Edgecross コンソーシアム又はその正当な代理人が、本契約の有効期間中、最大年1回、30日前の事前の通知を行った上で、お客様によるソフトウェアの使用が本契約に適合しているかを確認するため、お客様の記録、システム及び設備を監査する権利を有することに合意します。
- 12.2 お客様は、本契約第3.2.1項に基づき、オブジェクトコードを提供する第三者に対してオブジェクトコードを保護する契約条項に合意させる際、Edgecross コンソーシアムが当該第三者の当該契約条項の遵守状況を、監査できるようにするものとします。なお、当該監査の実施条件については、前項の規定を準用するものとします。

## 1 3. 守秘義務

お客様は、本契約に基づき入手したソフトウェア及びソフトウェアに関する情報（以下「秘密情報」といいます）について、本契約に基づく権利を行使するために知る必要のある従業員又は代理人を除き、いかなる第三者に対しても開示せず、本契約の履行以外の目的のために使用しないことに合意します。お客様は、本契約に違反し、従業員又は代理人により秘密情報が開示又は頒布されることのないよう、合理的なあらゆる措置を講ずることに合意します。本秘密保持義務は、本契約の終了後も存続します。本秘密保持義務は、①お客様の作為・不作為によらず公知となった場合、②開示に関する制限を受けることなく、Edgecross コンソーシアムから開示を受ける前に適法に所持していた場合、又は、③秘密情報を使用又は参照することなく、お客様が独自に開発した場合には適用されません。

## 1 4. 有効期間及び解約

本契約の有効期間（以下「有効期間」といいます）は、ソフトウェアの入手時にお客様に提示される本契約の内容に同意頂くことをもって始まり、本契約の条項に従い早期に解約されない限り、永久です。お客様が、本契約に違反した場合、本契約は自動的に解約されるものとします。解約の際、お客様は、ソフトウェアおよびオブジェクトコードをすべて廃棄するものとします。

## 1 5. 輸出規制

お客様は、ソフトウェアおよびオブジェクトコードを輸出し又は日本国外に持出す場合には、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）及びその関連法令、安全保障輸出管理

に関する国際合意、国連決議及び武器輸出三原則を遵守するものとします。

お客様は、ソフトウェアおよびオブジェクトコードが外為法に規制されない貨物・技術であっても、大量破壊兵器等（核兵器、生物・化学兵器又はこれらを運搬するミサイル等）、通常兵器、または原子炉、原子力用タービン・発電機等の原子力に関連する用途に流用されることが予測されるまたはそのおそれがある場合は、間接、直接を問わず、ソフトウェアおよびオブジェクトコードの提供を行わないものとします。

#### 16. 準拠法等

本契約の準拠法は日本法とします。東京地方裁判所が、本契約に関連するすべての紛争につき専属的な第1審の裁判管轄権を有します。いかなる法域の抵触法の原則も国際物品売買契約に関する国連条約も本契約には適用されず、これらの適用は明示的に排除されます。

#### 17. 一般条項

本契約の一部が無効であり強制力を有しないものとされた場合においても、その他の部分の有効性は影響を受けず、その内容に従って効力および強制力を維持します。本契約は、権限を有する Edgencross コンソーシアムの役員が署名した文書による場合のみ変更できます。異なる言語で作成された本契約書の解釈にあたり、日本語版とそれ以外の言語とで差異矛盾がある場合には、本契約の日本語版を適用するものとします。本契約は Edgencross コンソーシアムおよびお客様のソフトウェアに関する完全な合意であり、ソフトウェアに関する本契約締結以前の表明、交渉、了解、通信連絡、広告のすべてに優先します。Edgencross コンソーシアムは、法令の規定又は Edgencross コンソーシアムの裁量により、本契約の全部又は一部を変更できるものとし、その場合、変更後の本契約をインターネット上で公表するものとします。変更後の本契約は、変更前に締結された契約にも適用されます。